

平成21年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年3月2日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（16名）

2番 江澤 信明	3番 正木 文男
4番 笠井 高章	6番 松永 渉
8番 吉田 正	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
14番 武田 矯	15番 月岡 永治
16番 三木 康弘	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一
21番 稲岡 正一	22番 吉川 精二

欠席議員（4名）

1番 森本 節弘	5番 児玉 敬二
13番 稲井 隆伸	17番 香西 和好

会議録署名議員

16番 三木 康弘	18番 出口 治男
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	収入役 光永 健次
教育長 板野 正	総務部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 秋山 一幸
産業建設部長 岩脇 正治	教育次長 森口 純司
総務部次長 田村 豊	市民部次長 岡島 義広
健康福祉部次長 笠井 恒美	産業建設部次長 富澤 公一
吉野支所長 西岡 司	土成支所長 佐藤 吉子
市場支所長 池光 博	財政課長 遠度 重雄
水道課長 森本 浩幸	農業委員会局長 大西 利夫

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 2 号 平成 20 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 5 議案第 3 号 平成 20 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6 議案第 4 号 平成 20 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 5 号 平成 20 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 8 議案第 6 号 平成 21 年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 7 号 平成 21 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 8 号 平成 21 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 9 号 平成 21 年度阿波市老人保健特別会計予算について

日程第 12 議案第 10 号 平成 21 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 13 議案第 11 号 平成 21 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 14 議案第 12 号 平成 21 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第 15 議案第 13 号 平成 21 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 16 議案第 14 号 平成 21 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 17 議案第 15 号 平成 21 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 18 議案第 16 号 平成 21 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 19 議案第 17 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 阿波市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 阿波市防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例の廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 阿波市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 阿波市道路線の廃止について

日程第 4 2 議案第 4 0 号 阿波市道路線の認定について

日程第 4 3 議会運営委員会委員の選任について

日程第 4 4 庁舎特別委員会委員の選任について

日程第 4 5 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

午前10時00分 開会

○議長（稲岡正一君） 現在の出席議員数は15名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成21年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員篠原啓治君には、一身上の都合により、去る2月17日議員の職を辞されたので、報告をいたしておきたいと思えます。

次に、議長会関係について報告をいたします。

去る2月9日、東京都において第86回全国市議会議長会評議委員会が開会され、出席をいたしました。会議では、総務大臣のあいさつ、総務省事務次官瀧野欣弥氏の平成21年度における地方財政の諸問題について講演、一般事務報告、各委員会報告の後、平成21年度全国市議会議長会一般会計予算ほか3件について審議を行い、原案どおり可決いたしました。

次に、組合議会関係について報告をいたします。

去る12月24日に、徳島中央広域連合組合議会定例会、2月16日、徳島県後期高齢者医療広域連合会定例会が開催され、出席をいたしました。

また、成人式や地方の元気回復対話交流会などの会合にも出席をいたしました。

次に、陳情関係について報告をいたします。

去る1月16日に小笠原市長、稲井副議長、岩本産業建設常任委員長とともに、国土交通省四国整備局、国土交通省徳島河川国道事務所及び徳島県へ、また、1月28日、29日の両日、小笠原市長、市議会議員14名とともに、都京都の国土交通省及び県選出国会議員等に、吉野川市における無堤地区の早期解消及び内水対策、地方道路整備と道路財源の確保について陳情をいたしました。

その結果、国土交通省より、徳島自動車道阿波パーキングエリアで、平成21年度に譲り合い路線の新設事業を実施する旨の回答を得ました。

以上の件の詳細については、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成20年11月、12月、平成21年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書、平成20年度定期監査報告書が議長あてに提出をされております。

す。関係書類を議会事務局に保管しておりますので、ご高覧いただきたいと思ひます。

次に、2月23日に開会された議会運営委員会までに受理いたしました陳情書などについては、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、全国市議会議長会より、地方議会議員年金制度についての関係資料の送付がありました。お手元に配付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告をしておきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（稲岡正一君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、16番三木康弘君、18番出口治男君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（稲岡正一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月23日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田正君。

○議会運営委員長（吉田 正君） おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

平成21年第1回阿波市定例会の運営協議のため、去る2月23日午後2時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今期定例会の会期については、慎重に協議いたしました結果、本日から3月19日までの18日間に決定しました。

なお、議事日程については、既に配付をしてあります日程表のとおりでございますが、3月9日、10日の本会議開催時刻は、議事の都合により9時30分と決定いたしました。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告の締め切りにつきましては、あすの正午でございます。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者の方々のご協力をお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（稲岡正一君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月19日までの18日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

3月9日、10日両日の開会時間を議事の都合により9時30分といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（稲岡正一君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を行います。

本日、平成21年第1回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中にもかかわらずご出席をいただき、本当にありがとうございます。また、日ごろは、行政全般にわたり格別のご支援、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。重ねて、厚く厚くお礼を申し上げます。

さて、世界的な経済危機により、景気や雇用情勢が悪化する中、本市においても市民生活への影響は大きく、市税収入などの減少が予想され、市の財政を取り巻く環境は今後ますます厳しさを増すものと思われまます。このような中、平成21年度当初予算につきましては、市民サービスの低下を招かぬよう、効率的かつ有効な予算配分となるように努めました。

一般会計予算の総額は165億5,700万円、また9件の特別会計につきましては、

総額で88億7,244万2,000円となっております。

当初予算は、骨格的予算との編成方針で望みましたが、緊急経済対策に要する経費や義務的経費である扶助費等の増加、投資的経費として継続事業の増加等も含まれており、一般会計の予算の総額は、本年度より4,600万円の増額となっております。内外ともに非常に厳しい環境の中でございますが、経済不況への対策を行い、市民生活の安定を図る一方、行政基盤の強化と将来にわたって持続可能な財政運営にも配慮した予算といたしておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

21年度の主な施策について申し上げますと、教育環境づくりの充実を図るため、学校教育施設の耐震整備を進めるとともに、英語学力向上等事業を行います。少子・高齢化や市民の健康医療対策として、地域中核病院医療機器整備事業、妊婦健康診査助成や個別健診委託事業及び乳幼児等医療費の助成事業の拡充のほか、総合的災害対策のより一層の充実を図るため、公営住宅ストック改善事業、自主防災組織支援事業、消防基盤整備事業などに取り組みます。そのほか、快適な環境づくりや生活基盤の充実を図るため、地方道路整備事業や浄化槽設置整備事業を推進いたします。また、産業振興として、ふるさと緊急雇用対策事業、農業基盤整備事業、商工業振興事業、市民と行政の協働のまちづくり構築のために、自治会育成振興事業やまちづくり振興基金造成事業も継続して実施していくこととしております。

次に、去る2月19日から27日にかけて、旧町ごとに自治会長会を開催し、市政の現状について報告をするとともに、自治会長の皆さんからたくさんのご意見、ご要望をお伺いしました。

本市では、380余りの自治会が組織され、地域に密着した活動が展開されております。地域ぐるみの子育てや子供の安全対策、身近な防犯・防災対策、高齢者の安否確認などの必要性が高まる中で、本来地域が持っていた、ともに助け合う機能やコミュニティー機能は、今後ますます重要となってまいります。核家族化や高齢化など、自治会活動においてもさまざまな課題がございますが、自治会長のご意見については、今後の行政運営に十分反映し、地域の活性化に役立ててまいりたいと考えております。

次に、各行政機関への要望活動について、ご報告を申し上げます。

その内容につきましては、先ほど稲岡議長から報告がございましたけれども、私も議長初め、議員の皆さんのお供をいたしまして、1月16日には、国土交通省四国地方整備局、徳島河川国道事務所及び徳島県に対し、市の懸案事業であります吉野川市における無



堤地区の早期解消及び内水対策、徳島自動車道の四車線化整備促進、県道志度山川線の早期完成、県道宮川内牛島停車場線の早期完成と事業区間の延長、県道香美吉野線の道路整備についての要望を行いました。

次に、1月26日には、徳島市で開催された内閣官房地域活性化統合事務局主催の地方の元気回復対話交流会に参加し、国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援について強く要望をいたしました。

次に、1月27日には、全国市長会理事並びに評議員合同会議がございました。これに出席させていただきました。

28日、29日には、無堤地区の解消などについて、国土交通省及び国会議員への要望活動を行いました。

また、2月9日には、総務省へ特別交付税等の要望活動を行いました。国においても、非常に厳しい財政状況ではございますが、阿波市の現状について精いっぱいお話をし、ご理解をいただくように努めてまいりました。

また、最後になるわけでございますが、この3月4日には、私が最後のお願いということで、総務省を初め、財務省、あるいは国会議員の皆さんのところを訪問いたしまして、阿波市の特別交付税の特別配分について要望するために出張する予定にいたしております。

以上をご報告申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつと行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 2号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第 5 議案第 3号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 6 議案第 4号 平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 7 議案第 5号 平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 8 議案第 6号 平成21年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 7号 平成21年度阿波市御所財産区特別会計予算について

- 日程第 1 0 議案第 8 号 平成 2 1 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 1 年度阿波市老人保健特別会計予算について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 阿波市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 阿波市防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例の廃止について

- 日程第 28 議案第 26 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 27 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 28 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 29 号 阿波市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 32 議案第 30 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 31 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 32 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 33 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 34 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 35 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 36 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 37 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 38 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 39 号 阿波市道路線の廃止について
- 日程第 42 議案第 40 号 阿波市道路線の認定について

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第 4、議案第 2 号平成 20 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 42、議案第 40 号阿波市道路線の認定についてに至る計 39 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算案件 4 件、当初予算案件が 11 件、条例案件 13 件、その他案件が 11 件の計 39 件でございます。

まず、議案第 2 号は平成 20 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 2,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191 億 4,918 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第3号は平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,458万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,220万3,000円とするものです。

続きまして、議案第4号は平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,725万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,607万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第5号は平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,229万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第6号は平成21年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ165億5,700万円とするものがございます。

次に、議案第7号は平成21年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,503万7,000円とするものがございます。

次に、議案第8号は平成21年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,355万4,000円とするものがございます。

続きまして、議案第9号は平成21年度阿波市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ236万4,000円とするものがございます。

次に、議案第10号は平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,639万1,000円とするものがございます。

続きまして、議案第11号は平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,920万7,000円とするものがございます。

次に、議案第12号は平成21年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ115万円とするものがございます。

続きまして、議案第13号は平成21年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,109万円とするものでございます。

続きまして、議案第14号は平成21年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,989万8,000円とするものでございます。

次に、議案第15号は平成21年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375万1,000円とするものでございます。

次に、議案第16号は平成21年度阿波市水道事業会計予算でございますが、収益的収入6億8,907万3,000円、収益的支出6億6,628万1,000円、資本的収入6,480万8,000円、資本的支出3億4,706万7,000円とするものでございます。

次に、議案第17号は阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第18号は阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第19号は阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

また、議案第20号は阿波市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第21号は阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第22号は阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、阿波市職員の給与に関する条例に準じ、一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第23号は阿波市個人情報保護条例の一部改正について、統計法の改正に伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

次に、議案第24号は阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第25号は阿波市防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例の廃

止につきまして、防災行政無線固定系無線局の廃局に伴いまして、関係条例の改正と廃止を行うものでございます。

次に、議案第26号は阿波市税条例の一部改正でございますが、前納報奨金制度について見直しを行うに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号は阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、区域外でも接続ができるよう条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第28号は阿波市介護保険条例の一部改正について及び議案第29号阿波市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、関係法令の規定に基づき、条例の改正と基金条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第30号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第38号阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定については、それぞれの施設について指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

次に、議案第39号阿波市道路線の廃止について及び議案第40号阿波市道路線の認定については、道路台帳の整備統合に伴いまして、阿波市道路線の廃止及び認定について議決をお願いするものでございます。

以上の議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案の内容につきましては、各担当部長等により詳しくご説明を申し上げますので、十分ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

それでは、お手元に配付してあります資料によって説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

平成20年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億4,918万4,000円とする。

次に、繰越明許費ですが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

第3条、地方債追加及び変更は、3表、地方債補正による。

この補正につきましては、国の第2号の補正予算に関連するものが主なものであります。

それでは、中身について説明させていただきます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。6ページ、7ページです。

第2表で繰越明許費、これにつきましては、12月補正、地域活性化の分と、先般臨時議会でお願ひしました補正の4号、生活対策の臨時交付金の分と、今回この5号補正でお願ひしております国の補正予算の2号関連、それから通年の繰越分の繰越明許費ということで、総額が14億5,168万7,000円を繰越明許費をお願いいたしたいと思ひます。

続いて、7ページですが、第3表の地方債補正ということで、追加林業債として限度額として500万円、起債の方法は証書借入れ、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものであります。

続いて、変更であります。補正前が4億360万円、補正後には3億730万円ということで、9,630万円の減額となります。

続いて、飛びまして、14ページ、15ページをお開きください。事項別明細については省略をさせていただきます。14ページ、15ページの歳入であります。1款の市税で、2項の固定資産税、補正額が1億511万1,000円、これにつきましては、現年課税分と滞納繰越分であります。

また、10款の地方交付税では、補正額が5億9,703万5,000円、これにつきましては、普通交付税が決定をいたしました。総額が66億4,237万8,000円で、今回の補正で3億5,303万5,000円追加をお願いいたしております。また、特別交付税では、2億4,400万円あります。これは、まだ最終ではありません。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。

下にあります14款の国庫支出金、2項の国庫補助金で、総務費国庫補助金、これにつきましては、定額給付金の給付事務の補助金と事務費の補助金で6億7,930万円、それからその下にあります児童福祉費補助金、子育て応援特別手当交付金、1,980万円と事務の交付金で2,093万円あります。

続いて、4目の衛生費国庫補助金では、浄化槽の補助金の減額ということで、1,473万円の減額となっております。

続いて、18ページ、19ページをお願いします。

15款の県支出金ですが、総務費の県補助金で3,405万円の減額、これは市町村合併特別交付金の減額となっております。

それから、その下にあります4目の衛生費県補助金では、補正額が2,709万8,000円の減額ということで、主に浄化槽補助金の減額となっております。

続いて、20ページ、21ページ。

一番下にあります17款の寄附金、ここに一般寄附金で130万円、これについては、7名の方からふるさと納税いただきました。そのいただきました金額130万円を補正させていただきます。

続いて、22ページ、23ページをお開きください。

18款の繰入金、3目の一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金として1億1,100万円減額をお願いいたしております。

また、20款の諸収入、4目の雑入では、総務雑入として1,225万9,000円、これにつきましては、交付金、それから広告収入として95万8,000円、ACNの番組配信手数料として55万5,000円、収入としております。それから、6節の農林水産業雑入として72万3,000円、返還金、これにつきましては、平成元年に行いました事業について返還をするものであります。

それから、21款の市債では、2目の総務債、これは合併特例債3,500万円の減額、農林水産業債で1,640万円の減額となっております。

続いて、24ページ、25ページをお願いします。

8目の土木債では、道路橋梁債で4,110万円の減額、それから9目の消防債で380万円の減額となっております。

歳入は、以上です。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

26ページ、27ページ。

1項の総務管理費、10目の情報ネットワーク費では、補正額が1億1,818万8,000円、この減額については、主に工事請負費等の減額が主なものとなっております。

続いて、28ページ、29ページ。

ここに、16目の定額給付金の給付事業費として、補正額として6億7,930万円、これについては、給付金と事務費の予算を計上させていただいております。

続いて、32ページ、33ページをお願いします。

3款の民生費で、2目の老人医療費、補正額が2,533万5,000円、これにつきましては、主に繰出金が主な予算となっております。

続いて、一番下にあります児童手当費、これにつきましても、子育て応援特別手当費として2,093万円を補正させていただいております。次のページですが、19節の負担金補助及び交付金で、これも今申し上げましたように、子育ての応援特別手当として予算をさせていただいております。

それから、4款の衛生費ですが、一番下にあります3目の乳幼児等医療費、補正額が1,900万円の減額ということで、主には扶助費の減額となっております。

続いて、36ページ、37ページ。

4款の衛生費で、2目の塵芥処理費、中ほどにありますが、補正額が1,870万円の減額ということで、委託料、資源ごみ等運搬処理業務委託料の減額が主なものとなっております。また、その下にあります浄化槽整備事業費、これも浄化槽の補助金の減額となっております。

それから続いて、一番下にあります6款の農林水産業費、5目の農業振興費では、7万7,000円の減額となっておりますが、37ページの償還金利子及び割引料で72万3,000円、これは返還金であります。これにつきましては、平成元年度に農業生産体質強化対策事業として、板野郡農協が事業を行っております。育苗ハウスとか作業棟を建設しておりますが、この育苗ハウスは、平成17年に移転をし、水稻の育苗施設として展開しております。作業棟は、建設時のままでありますが、土地を持っておられる所有者からの返還の請求があったということで、作業棟を撤去するに当たり、補助金を自主的に返還をするということで、補正をお願いいたしておるところであります。

続いて、42ページ、43ページをお願いします。

一番下にありますが、8款の土木費で、6目の周辺対策事業費、補正額が1億1,300万円の減額ということで、事業費の減額ということで、補正をお願いいたしております。

続いて、44ページ、45ページですが、下ほどにあります9款の消防費、2目の消防施設費では、補正額が1,600万円の減額ということで、これは主に工事請負費、備品

購入費等の請け差による減額ということでもあります。

それから、下にあります10款の教育費、2目の事務局費では、1,136万6,000円の減額、これにつきましては、耐震診断委託料の減額が主なものであります。

続いて、46ページ、47ページですが、10款の教育費で、中ほどにあります2目の教育振興費で、補正額が158万2,000円であります。その右にあります需用費で132万円、小学校教育振興費、これにつきましては、先ほど歳入で申し上げましたふるさと納税に130万円いただきましたので、これを利用して図書を購入したいということで、御所小、大俣小、市場小、久勝小学校に図書の購入をしたいということで補正をお願いいたしております。

続いて、50ページ、51ページをお願いいたします。

最終であります、13款の諸支出金、1目の基金費では、補正額8億6,000万円、これにつきましては、財調で6億円、減債基金の積み立てで2億6,000万円と、積み戻しということで補正をお願いいたしております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（稲岡正一君） それでは、暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時01分 再開

（19番 原田定信君 出席 午前10時57分）

○議長（稲岡正一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

補足説明を吉岡市民部長に求めたいと思います。

吉岡部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案の第3号、第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第3号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,458万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,220万3,000円と定めるものでございます。この補正予算の主なものにつきましては、医療費の増加に伴います

療養給付費等の不足額が予測されるわけでございます。そのための補正でございます。財源につきましては、基金で対応をいたしております。

10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います、10ページ、11ページ。

歳入からご説明をいたします。

財産収入、利子及び配当金、これは基金の利子といたしまして、今回補正をお願いしておりますのは8万4,000円でございます。それから、国民健康保険基金繰入金といたしまして2,450万円で、歳入補正計で2,458万4,000円でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きをいただきたいと思います。

歳出でございます。

療養諸費で、一般被保険者の療養給付費、今回補正をお願いしておりますのは2,000万円、それから一般被保険者の療養費150万円でございます。その下で、高額療養費、これが300万円、それからその下で葬祭諸費の中で、葬祭費30万円、それから疾病予防費マイナスの30万円でございます。これにつきましては、疾病予防費の人間ドックの委託料から葬祭費への予算の組み替えをお願いいたしております。

それから、14ページ、15ページをお開きをいただきたいと思います。

積立金といたしまして、利息の積み立てとして8万4,000円でございます。歳出の補正計で2,458万4,000円といたしております。

次に、議案第4号平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,725万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,607万2,000円と定めるものでございます。

この補正の予算の主なものにつきましては、後期高齢者医療制度の被保険者の保険料軽減分の額の確定に伴いまして、広域連合納付金の追加として1,665万円と健康診査費に伴う60万円の計1,725万円の補正でございます。広域連合納付金の追加についての財源といたしましては、一般会計から繰入金となっております。

なお、この一般会計からの繰入金の保険料軽減分1,665万円に対する4分の3につきましては、1,248万7,000円でございますが、県の負担金となっております。

10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

保険基盤安定繰入金、これは保険税の軽減分でございますが、補正額1,665万円、健康診査費の繰入金、これは60万円でございます。補正額の計で1,725万円になっております。

次のページ、12ページ、13ページをお開きをいただきたいと思っております。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が1,725万円計上いたしております。

以上で概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 次に、秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 続きまして、議案第5号平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万円を減額し、歳入歳出それぞれ35億8,229万6,000円と定めるものでございます。

10ページをお願いしたいと思います。

歳入の主なものでございます。

3款国庫支出金で、調整交付金として1,053万2,000円、5目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金として2,496万5,000円が歳入でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

8款の繰入金でございます。1目の介護給付費準備基金繰入金として、減額の1,680万5,000円を減額をさせていただきました。

続きまして、歳出の主なもので、24ページをお願いしたいと思います。

4款の基金積立金で、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として2,496万6,000円を基金として積み立てさせていただきます。これは、21年度から改定されます介護報酬の高騰に備えます国からの交付金でございます。約2.8%の交付金が見込まれております。事務費が227万6,000円、保険料充当分が2,269万円となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 続きまして、八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、議案第6号平成21年度阿波市一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

平成21年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。
第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ165億5,700万円と定める。

2号、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条として、債務負担行為。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条では、地方債。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条では、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

続いて、9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為。これは、それぞれ指定管理を21年度からお願いするというところで、債務負担行為ということで、トータルで限度額が1億3,717万2,000円となります。

続いて10ページですが、第3表の地方債。起債を起こすわけですが、限度額として合計で17億8,800万円、起債の方法、証書借り入れ、利率が5%以内、償還の方法は、借入先の融通条件によるものであります。

事項別明細については省略をさせていただきます。

それでは、16ページ、17ページをあけてください。

歳入であります。1款の市税、1項の市民税では、個人、法人ということで、個人では今年度予算額が11億796万3,000円、法人では1億5,196万2,000円、これについては減となっております。これについては、景気の低迷の影響で市民税、法人税等の影響があるということで、減を見ております。また、固定資産税につきましても、予算額が16億7,589万8,000円を予算計上させていただいております。

続いて、18ページ、19ページですが、2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税、これにつきましても新しい目でありまして、道路特定財源の一般財源化により新しくこういう目をこしらえさせていただきました。予算額として、3,640万円を計上させていただいております。

続いて、22ページ、23ページをお願いします。

10款の地方交付税、1目の地方交付税として、普通交付税、特別交付税を合わせて6億7,763万9,000円を計上させていただいております。この増の分については、平成21年度より2年間ではありますが、地域雇用創出推進費の増を見込んでおります。2億1,700万円ということで見込んでおります。

続いて、26ページ、27ページをお願いします。

真ん中にあります13款の使用料及び手数料で、総務使用料として、ACNの使用料2億6,221万8,000円を計上させていただいております。

続いて、32ページ、33ページをお願いします。

14款の国庫支出金、3目の民生費国庫負担金では、予算額が12億6,361万2,000円、これの主なものについては、社会福祉費の負担金、児童福祉費の負担金、生活保護費の負担金の予算を計上させていただいております。

続いて、34ページ、35ページ。

真ん中にあります8目の土木費国庫補助金では、これ先ほど申し上げましたように、予算額1億5,602万3,000円、この分については、2節の道路橋梁費補助金で1億4,940万円、地域活力基盤創造交付金として、先ほど申し上げましたように、道路特定財源の一般財源化によって創設されたものであります。

続いて、36ページ、37ページをお願いします。

15款の県支出金で、3目の民生費県負担金、予算額が4億5,916万6,000円、これにつきましては、社会福祉費の負担金、それから老人福祉費負担金、児童福祉費負担金が主なものとなっております。

続いて、40ページ、41ページをお願いします。

15款の県支出金で、真ん中のところにあります4目の衛生費県補助金7,143万3,000円、これにつきましては、乳幼児等の医療助成、それから妊婦健康診査の支援費の補助金等、それから合併浄化槽の補助金等が主な予算となっております。

それから、その下にあります労働費県補助金、予算額が886万8,000円、これは新しく設けたものでありますが、ふるさと雇用再生特別基金事業費の交付金と緊急雇用創出事業費の交付金であります。

続いて、48ページ、49ページをお願いいたします。

18款の繰入金、1項の基金繰入金ということで、財政調整基金からふるさと創生基金

繰入金までで、計で11億9,274万円を基金から繰り入れするというごをお願いをいたしております。

続いて、52ページ、53ページ。

20款の諸収入、4目の雑入で、1億5,987万1,000円ではありますが、これにつきましては、次のページにあります、54ページ、55ページの右のほうではありますが、小・中学校児童・生徒、教職員の給食費が主なものとなっております。

それから、21款の市債では、2目の総務債では、12億9,500万円、6目の農林水産業債では4,020万円、8目の土木債で2億9,230万円、9目の消防債で3,760万円、10目の教育債で1億2,290万円、それから次のページではありますが、学校教育施設等の整備事業債を計上させていただいております。

歳入は、以上であります。

続いて、歳出であります、58ページ、59ページ。

一番下にあります2款の総務費、1目の一般管理費では、予算額が7億8,800万2,000円ということで、これは次のページにありますように、61ページ真ん中にありますように、主に職員の人件費ということで、職員共済組合の負担金とか退職手当組合の負担金が主なものとなっております。

続いて、66ページ、67ページをお願いします。

下のほうにあります6目の企画費では、予算額が1億6,857万9,000円、これにつきましては、次のページにありますように、69ページですが、真ん中ほどにありますように、主に中央広域連合の一般管理費の分賦金、それから自治会の育成振興費交付金が主な予算となっております。

続いて、72、73ページをお願いします。

10目の情報ネットワーク費、予算額が2億8,677万9,000円、これについては、主に保守点検の委託料とか使用料及び賃借料が主なものとなっております。

続いて、74ページ、75ページですが、12目の支所費、予算額が2億7,368万9,000円、これにつきましては、吉野支所、土成支所、市場支所のそれぞれ人件費等が主なものとなっております。

それから、94ページ、95ページをお願いいたします。

3款の民生費ですが、1目の社会福祉総務費では、予算額が7億8,509万5,000円、この減の主なものについては、国保会計への繰出金の減が主なものとなっております。

す。

次のページ、96ページ、97ページですが、繰出金、28節の4億4,533万2,000円、主なものについては、社会福祉協議会の補助金8,000万円、それから国保会計への繰出金として4億4,533万2,000円が主な予算となっております。

それから、2目の障害福祉費では、予算額が7億3,544万6,000円、次のページにあります、99ページですが、真ん中にあります給付費の扶助費、これが6億2,424万円が主なものです。

それから、3目の重度医療費では、予算額が1億5,368万円、これも主な予算としては扶助費であります。

続いて、100ページ、101ページをお願いします。

4目の人権対策費、予算額が1,023万1,000円、これにつきましては、真ん中ほどにあります人権教育啓発基本計画策定業務委託料として317万1,000円、今回新しく予算づけをさせていただいております。

続いて、106、107ページをお願いします。

一番下にあります2項老人福祉費、1目の老人福祉費総務費では、予算額が7億3,055万2,000円、次のページをお願いします、109ページですが、これも介護保険特別会計への繰出金として、5億9,025万5,000円が主な予算となっております。

それから、2目の老人医療費では5億6,537万9,000円、次のページをお願いしますが、111ページ、一番上にあります後期高齢者医療広域連合分賦金として4億4,177万円、それから繰出金として1億2,071万5,000円が予算としての主なものであります。

続いて、116ページ、117ページをお願いします。

2目の児童手当費で4億2,762万2,000円、主に扶助費が予算の主なものとなっております。その下にあります3目の保育所費、予算額が7億8,520万7,000円、これにつきましても、それぞれの保育所関係に関する予算をお願いしているものであります。

それから次に、126ページ、127ページをお願いします。

一番上にあります5目の児童館費で、予算額が2,917万5,000円、これにつきましては、児童館の指定管理委託料2,835万円が新しくお願いをするものであります。

す。

次のページ、128ページ、129ページ。

4項の生活保護費であります。2目の扶助費で、予算額が9億9,082万円、これについては、生活保護の扶助費であります。これが主なものであります。

続いて、130、131ページをお願いします。

4款の衛生費、1目の保健衛生総務費では、予算額が1億2,644万8,000円です。これにつきましては、131ページの真ん中にあります負担金補助及び交付金で3,052万5,000円、これの主なものとしては、救急医療対策費として、地域中核病院医療機器購入補助金として、CTスキャン、病院への購入補助として2,000万円新しく予算をお願いしているものであります。

続いて、132、133ページ。

真ん中にあります、3目の乳幼児等医療費、予算額が1億6,335万7,000円、これにつきましては、乳幼児等の医療費の拡充ということで、扶助費で1億5,504万円、それからその下にあります4目の保健事業費、予算額が6,125万5,000円、これにつきましては、委託料で5,177万2,000円ですが、主なものとして、妊婦、乳児健診の委託料として2,010万円を予算計上させていただいております。年5回から14回というように、健診を受けていただくということでお願いをいたしております。

それから、次のページ、134、135ページですが、一番上にあります基本健診、個別健診委託料として、本年から新しく市民全員を対象にして個別健診を受けていただくということで、新しく627万円を予算計上させていただいております。

それから、5目の環境衛生費では1億8,277万2,000円、これにつきましては、主に繰出金、それから火葬場費が主な予算となっております。

続いて、136、137ページ。

一番下にあります2項の清掃費、1目の清掃総務費では、予算額が9億455万3,000円、これにつきましては、次のページの139ページ、負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合負担金と阿北環境整備組合負担金への負担金が主な予算となっております。

それから、142、143ページをお願いします。

5款の労働費で、3目のふるさと緊急雇用対策費として886万8,000円、新しく

設けたものでありますが、これがふるさと雇用再生特別基金事業費が465万円、緊急雇用創出事業費が421万8,000円、新しく取り組む事業であります。

続いて、飛びますが、168ページ、169ページをお願いします。

8款の土木費で、3目の道路新設改良費で1億4,290万円、これにつきましては、主に工事請負費等が主な予算となっております。

それから、その下にあります4目の地方道整備事業費では4億2,834万9,000円、これにつきましても、次のページであります、171ページ、主な予算としては工事請負費、それから物件の補償金が主な予算となっております。

続いて、次のページ、172、173ページですが、上にあります6目の周辺対策事業費、予算額が3億2,349万円、これにつきましても工事請負費、公有財産の購入費が主な予算となっております。

続いて、174、175ページ。

4項の住宅費、1目の住宅管理費では、予算額が7,189万8,000円、これにつきましては、主なものは工事請負費であります、住宅に対して火災報知機を設置することで新しく取り組む事業であります。

それから、176、177ページ。

一番下にあります9款の消防費、1目の非常備消防費では、予算額が5億1,536万5,000円、これにつきましては、次のページ、179ページの上にありますように、負担金補助及び交付金が主なものであります。徳島中央広域連合への分賦金4億6,610万4,000円が主な予算であります。

それから、180、181ページ。

10款の教育費ですが、一番下にあります事務局費では3億2,247万7,000円です。次のページ183ページの事務局費ですが、これは主なものについては人件費ということになりますが、臨時嘱託賃金の増によって予算が増になっておるものであります。

続いて、飛びますが、208ページ、209ページをお願いします。

3項の中学校費、3目の中学校施設整備事業費では、予算額が3億8,701万9,000円、これにつきましては、土成中学校の施設整備事業費、体育館であります、3億6,366万6,000円、それから市場中学校のテニスコートの工事費の分が予算としては主なものであります。

済いません。ずっと飛んでいただいて、236、237ページ。

6項の保健体育費で、2目の体育施設費で7,943万6,000円、この分については、工事請負費で1,937万3,000円、これは阿波のテニスコートを開設するというので、予算を計上させていただいております。

続いて、242、243ページをお願いします。

12款の公債費、1目の元金で18億931万円、これは、元金の償還分であります。

次のページ、244、245ページ。

2目の利子では3億3,220万9,000円、それから13款の諸支出金の1目の基金費では6億2,299万3,000円を基金費でお願いいたしております。

続いて、248、249、250、251ページについては、職員の給与費の明細ということで載せてあります。

また、254、255ページについては、債務負担行為の支出予定額に対する調書を載せてあります。

また、最終のページであります、これは地方債の調書ということで、掲載をさせていただいております。

21年度の一般会計の当初予算、走る走るですが、説明とさせていただきます。

続いて、議案第7号平成21年度阿波市御所財産区特別会計予算をお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,503万7,000円と定めるものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

この御所財産区の財源の歳入の主なものであります、この財源につきましては、主に財産の貸付収入、それから繰越金、それから雑入ということで、歳入としては予算計上させていただいております。

また、歳出につきましては、12ページ、13ページにあります、主に事業費として、山林の除間伐とか下刈り、枝打ちとか、そういう委託料が主な歳出となっております。

非常に簡単で、走る走るの説明となりましたが、十分ご審議をいただいて、ご承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第8号から議案第13号まで、6議案につきまして補足

説明をさせていただきたいと思います。この6議案とも、すべて経常的な経費でございます。予算計上をさせていただいております。

まず、議案第8号平成21年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきまして説明をいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億7,355万4,000円と定めるものでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めております。

次のページ、2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入についての主なものでございますが、国民健康保険税で7億6,682万1,000円、それから国庫支出金では、12億9,405万2,000円でございます。療養給付費交付金で1億8,500万1,000円です。前期高齢者交付金で8億1,131万2,000円、それから県支出金で2億568万2,000円、共同事業交付金で9億3,086万2,000円、繰入金で4億4,533万2,000円、それから繰越金で3,000万円、それから諸収入で396万7,000円、歳入合計では46億7,355万4,000円といたしております。

次のページをお開きをいただきたいと思います。

歳出の主なものにつきましては、総務費で8,296万9,000円、保険給付費では29億1,969万2,000円、それから後期高齢者支援金等で4億3,238万円、老人保健拠出金で4,040万円、それから介護納付金で2億2,200万円、共同事業拠出金で9億3,086万5,000円、保健事業費で3,589万1,000円、歳出の合計では46億7,355万4,000円といたしております。

次に、議案第9号平成21年度阿波市老人保健特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236万4,000円と定めておるものでございます。

この予算につきましては、平成20年度における医療費の給付額等の確定に伴いまして、発生する各負担金の精算、それから保険給付費の月おくれ分、過誤等のために発生する給付費等が予想されます。特別会計で、21年度も残っておるものでございます。

次に、2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入の主な予算につきましては、支払基金交付金で121万円、国庫支出金で76万6,000円、その他と合わせまして、歳入合計では236万4,000円となっております。

ます。

次に、3ページの歳出につきましては、医療費で236万円、これにつきましては連合会支払基金への支払いに充てる経費でございます。歳出合計では、236万4,000円となっております。

次に、議案第10号をお開きいただきたいと思います。

議案第10号につきましては、平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,639万1,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めております。

次のページをお開きをいただきたいと思います。

まず、2ページでございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で2億4,204万2,000円でございます。

次に、繰入金で、一般会計繰入金で1億2,052万3,000円でございます。諸収入では360万5,000円、歳入合計で3億6,639万1,000円といたしております。

次に、歳出についてでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億6,256万7,000円、諸支出金で360万2,000円、歳出合計では3億6,639万1,000円といたしております。

次に、議案第11号でございます。

平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,920万7,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額は1,000万円と定めております。

次のページをお開きをいただきたいと思います。

歳入についての主な予算につきましては、分担金で280万円、使用料・手数料では1,274万9,000円、国庫支出金では315万円、繰入金では1億950万7,000円、繰越金で100万円、歳入合計では1億2,920万7,000円でございます。

次に、歳出につきましてでございますが、総務費の総務管理費では663万1,000円、事業費の施設管理費で4,673万4,000円、公債費で7,434万2,000

円、歳出合計では1億2,920万7,000円といたしております。

次に、議案第12号でございます。

平成21年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115万円と定めているものでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思っております。2ページでございますが、この特別会計予算の内容につきましては、平成14年に実施をいたしました公共下水道事業設計業務を実施したことに伴いまして、借り入れをした地方債の償還金でございます。償還期間につきましては、平成15年から平成24年までの10年間といたしております。

歳入につきましては、繰入金で115万円、歳出につきましては、公債費で115万円となっております。

最後でございます。

次に、議案第13号平成21年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,109万円と定めております。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めております。

この予算につきましては、新築資金等の貸し付けに伴いまして、貸付者からの収入等を財源として借り受けをしております。郵政の簡保資金に償還をする予算でございます。

返済期間は、吉野町では、平成21年度まで、本年度までで終了でございます。市場町では平成31年度までとなっております。

歳入についてでございますが、県支出金では176万7,000円、諸収入で886万9,000円、歳入合計では1,109万円といたしております。

次に、歳出につきましては、貸付事業費で償還事務費として56万6,000円、公債費で1,052万4,000円といたしております。

以上、6件の予算の概要説明を終わりたいと思っております。ご審議の上、ご承認賜りますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 続いて、秋山健康福祉部長。

（「議長、早退をお願いしたいんですけど」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

(15番 月岡永治君 退席 午前11時45分)

○健康福祉部長(秋山一幸君) 続きまして、議案第14号平成21年度阿波市介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ36億6,989万8,000円と定める。

一時借入金、第2条。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は2億円と定める。

続いて、3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

介護保険料5億7,830万4,000円、2款の使用料で110万9,000円、3款の国庫支出金で9億1,309万2,000円、4款の支払基金交付金で10億3,858万3,000円、5款の県支出金として5億1,981万1,000円、繰入金として6億1,831万7,000円、一般会計繰入金でございます。

歳入合計が36億6,989万8,000円でございます。前年度比のみで、2.97%の伸びとなっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

歳出でございます。

総務費として1億5,223万8,000円、2款の保険給付費として34億5,032万5,000円、これは1項の介護サービス等諸費で29億8,878万7,000円ほかでございまして、94%が給付費でございます。

5款の地域支援事業費として5,078万円でございます。主なものとして、2目の包括的支援事業、任意事業費として3,812万7,000円となっております。

歳出合計が36億6,989万8,000円となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご承認よろしく願い申し上げます。

○議長(稲岡正一君) 続きまして、森本水道課長。

○水道課長(森本浩幸君) 議案第15号、16号を補足説明させていただきます。

最初に、議案第15号平成21年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ375万1,000円と定める。

2ページをお願いします。

歳入の主なものについて説明いたします。

2 款使用料及び手数料では 1 9 8 万円、主に水道料金でございます。

4 款繰入金で 1 5 0 万円、5 款繰越金 2 6 万 5, 0 0 0 円となっており、歳入合計が 3 7 5 万 1, 0 0 0 円であります。

次に、3 ページをお願いします。

1 款総務費 5 3 万 7, 0 0 0 円、これは総務管理費でございます。

2 款施設費 3 2 0 万 4, 0 0 0 円、内容につきましては、光熱水費、修繕費等でございます。

4 款予備費は 1 万円で、歳出合計が 3 7 5 万 1, 0 0 0 円であります。

次に、議案第 1 6 号平成 2 1 年度阿波市水道事業会計予算について補足説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

第 1 条、平成 2 1 年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量については、給水戸数 1 万 4, 2 4 0 戸、年間総給水量 5 1 0 万 5, 1 8 0 立方メートル、1 日平均給水量 1 万 3, 9 8 7 立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、配水施設事業に 1 億 8 1 0 万円、取水施設事業として 8, 0 0 0 万円と定めるものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出でございますが、収入で、第 1 款水道事業収益 6 億 8, 9 0 7 万 3, 0 0 0 円、内訳といたしまして、営業収益が 6 億 7, 6 1 5 万 9, 0 0 0 円、営業外収益が 1, 2 9 1 万 3, 0 0 0 円、特別利益 1, 0 0 0 円となっております。

支出で、第 1 款水道事業費用が 6 億 6, 6 2 8 万 1, 0 0 0 円、内訳といたしまして、営業費用 5 億 7, 1 1 3 万 4, 0 0 0 円、営業外費用が 7, 0 1 4 万 7, 0 0 0 円、特別損失が 1, 0 0 0 万円、予備費 1, 5 0 0 万円となっております。

第 4 条、資本的収入及び支出でございますが、収入で、第 1 款資本的収入 6, 4 8 0 万 8, 0 0 0 円、内訳といたしまして、出資金が 2 0 0 万 8, 0 0 0 円、工事負担金 2 8 0 万円、企業債 6, 0 0 0 万円となっております。

支出で、第 1 款資本的支出 3 億 4, 7 0 6 万 7, 0 0 0 円、内訳といたしまして、建設改良費が 2 億 3 6 3 万円、企業債償還金が 1 億 4, 3 4 3 万 7, 0 0 0 円となっております。

2ページに移りまして、第5条、企業債では、借入限度額を6,000万円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費9,874万3,000円、公債費10万円を定めるものでございます。

第7条では、他会計からの補助を受ける金額は1,588万1,000円となっております。

第8条では、棚卸資産購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 続きまして、八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、議案第17号から説明させていただきます。

この議案第17号から議案第21号までにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成21年4月1日より施行されることに伴い、国に準じて職員の勤務時間について本市の関係条例の改正を行うものであります。

初めに、議案第17号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、この改正につきましては、勤務時間が短縮となります。「8時間」から「7時間45分」ということが主な改正内容となります。1週間当たり「40時間」から短縮になりますので「38時間45分」、それから再任用短時間勤務職員の勤務時間短縮ということで、この再任用といいますのは、退職した職員を再任用した場合に勤務時間の短縮ということ、それから任期つき短時間勤務職員の勤務時間の短縮ということで、育休者のかわりに採用して勤務をお願いしておる場合に、これも同じように15分の短縮に関して、時間を短縮するものであります。今までですと、勤務時間8時半から午後5時15分までについては変更がないわけですが、15分短縮ということで、今まで昼の12時15分から午後1時まで休憩をとっておったわけですが、今回の改正で、午後0時から午後1時まで休憩時間を取り、勤務時間が15分短縮ということでお願いするものであります。

続いて、議案第18号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正ということで、これも時間が15分短縮するというので、これに関しての改正であります。

主な改正内容につきましては、1週間当たりの勤務時間短縮ということで、24時間または25時間ということになります。

続いて、議案第19号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、これ

も同じように、主な改正内容としましては、再任用・短時間勤務職員についてであります。正規の勤務時間との合計が、今までは8時間に達するまでであります。7時間45分に達するまでにとこの改正であります。

続いて、議案第20号阿波市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてですが、これの主な改正内容につきましては、この就学部分休業と申しますのは、例えば職員が申請した場合に、大学、その他条例で定める教育施設における就学のため2年を超えない範囲内において条例で定める期間、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができることというような形で改正をするものであります。

議案第21号、これも改正については、主な内容については同じであります。これも、高齢者部分休業ということで、15分短縮するというので、もろもろの条例を改正するものであります。

続いて、議案第22号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、これにつきましては、平成21年度より阿波市職員の給与に関する条例に準じて、常勤的非常勤特別職員、非常勤の嘱託職員に対しまして費用弁償として平成21年度から通勤手当相当額を支給するための条例改正であります。

対象となります人数につきましては、市長部局が、現在であります。33名、教育委員会部局では22名、計55名対象となるものであります。

続いて、議案第23号阿波市個人情報保護条例の一部改正についてですが、これにつきましては、統計法等に基づく統計調査に係る個人情報については、統計法等によって管理運営されていることから、本条例を適用しないこととしております。

今回、統計法の全部改正になります。そういったことで、統計報告調整法の廃止に伴いまして、同法を引用している本条例の整備をする必要があるため、改正条例を制定するものであります。

主な改正内容につきましては、まず法律番号の改正ということで、この番号が平成19年5月23日法律第53号に変わります。それから、統計法の中に指定統計といった用語があったわけですが、新統計法では使用されなくなったということで、本条例においても統計法から引用している用語を改正するものであります。

続いて、議案第24号阿波市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、平成20年3月31日まで使用してきました防災行政無線固定系無線局、これは各家庭に設置した戸別受信機を通して放送しておりました無線局になります。

が、この無線局の廃局に伴い、防災行政無線の用途が市及び消防団の使用する非常通信用の家系無線局になるため、関係条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、第1条中の「及び日常行政事務」、これは一般放送をしておったわけですが、その文言を削ると、またその下にあります別表の第2条関係では、「吉野地区固定系無線施設、土成地区固定系無線施設、市場地区固定系無線施設、阿波地区固定系無線施設」を削るということであります。

また、その表の中であります基地局の設置場所の名称、②であります。これにつきましては、土成にありました「阿波市農村情報連絡施設」を「阿波市ケーブルネットワークセンター」に改正するものであります。

続いて、議案第25号阿波市防災行政無線施設戸別受信機設置負担金徴収条例の廃止についてであります。これは議案第24号に関連しまして、今までですと、戸別受信機が例えば1世帯で2台以上設置する場合に、2台以上の1台については負担金を徴収してしておりましたが、戸別の新規の設置に関する条例が、先ほど戸別無線局、これが廃止になりますので、これに関連して廃止をするということになります。

以上であります。どうかよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（稲岡正一君）　続きまして、吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君）　第26号議案から第27号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第26号阿波市税条例の一部改正する条例についてでございます。今回の改正につきましては、税の前納報奨金制度につきましては、税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的としてつくられてまいりました。制度の創設時から、現在社会情勢は大きく変化をいたしております。金融機関等での窓口納付、それから口座振替制度の普及によりまして、自主納付に対する意識も浸透してまいりました。さらに、この制度が適用される税目が制限をされ、また全期分を一括納付できるものに限られるため、納税者間に不公平感が生じるなどの理由によりまして、平成21年度より次のように改正をお願いするものでございます。

主な改正内容につきましては、個人市民税、県民税に係る前納報奨金制度の廃止、それと固定資産税の納期前の納付に対しての報奨金は、納付した税額の「100分の0.5」を「100分の0.3」に、また限度額を「20万円」を「5万円」に改めるものでございます。

平成20年度との比較でございますが、市民税におきましては380万円程度、それから固定資産税におきましては385万円の計765万円の削減が見込まれております。

施行期日につきましては、平成21年4月1日からでございます。

次に、議案第27号阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

農業集落排水事業が供用開始をしてから約10年が経過をいたしております。つながり率が、計画よりも少なく、現条例では、区域指定があるため、区域外での接続ができるように条例の一部を改正するものでございます。

最近におきまして、区域の隣接地で、18戸の住宅建築が計画をされております。施設の処理能力につきましては十分ありますので、少しエリアを広げまして、加入促進を図ってまいりたいと、それから歳入の確保を図っていきたくと考えております。

主な改正内容につきましては、第3条に「市長が認めるときは、区域外でも接続ができる」、第29条を追加いたしまして、「区域外及び本管延長で施設を利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本管に接続ができる場合に限る」と。第22条の分担金でございますが、「25万円の分担金内で管路延長ができるとき」、また第22条の分担金「25万円以上の経費がかかる場合でも、自己負担ができるとき」と改正をいたしたいと考えております。

施行期日は、平成21年4月1日からでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 続きまして、秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 続きまして、議案第28号から議案第38号、11議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第28号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、今回の改正につきましては、従来5割減額、2割5分減額がございましたが、新たに1割5分減額を設定させていただきます。

それと、介護保険料の標準月額を4,700円、年額5万6,400円から4,795円の約2%アップで、5万7,500円の介護保険料に改定をお願いしたい条例の一部改正でございます。

施行期日は、21年4月1日から施行となっております。

議案第29号でございますが、阿波市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定で

ございます。

先ほど、補正させていただきました国からの2.8%の基金の拠出の分につきまして、平成21年から3年間に介護保険料の高騰に対します保険料に充当するために、目的基金として制定をさせていただくものでございます。国から参ります2,496万6,000円のうち、保険料に充当しますのは約2,200万円程度となっております。3年間の時限立法で、平成24年3月31日にその効力を失う。施行期日は、公布の日からとなっております。

続きまして、議案第30号から議案第38号、9議案につきましては、指定管理に関するものでございます。

まず、議案第30号につきましては、吉野地域福祉センターの指定管理者の指定でございます。

前回、18年から20年まで、指定管理者として社会福祉法人阿波市社会福祉協議会に指定管理をしておりまして、引き続き吉野事務局がこのセンター内にございますし、良好な管理委託をしておりましたので、引き続き指定管理をお願いするものでございます。

議案第31号市場老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、社会福祉協会の本所が市場、このセンター内にございます。これも、3年間の指定管理を良好な状態で指定をしておりましたので、引き続きまして21年4月1日から平成24年3月31日まで指定管理をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号市場高齢者共同生活施設の指定管理でございます。

これは、旧日開谷小学校の通称「城王の郷」に高齢者が入居しております施設を指定管理に出してございましたが、引き続き社会福祉法人阿波市社会福祉協議会をお願いするものでございます。

議案第33号市場日開谷共用施設の指定管理者の指定でございます。

これは、旧日開谷幼稚園の空き地校舎を指定管理に出してございまして、地域活動の場として多くの方々が利用していただいておりますが、今回社会福祉協議会から地域のボランティア組織めだかの学校、代表者松永玉子さんのところへ指定がえをさせていただくものでございます。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日となっております。

このめだかの学校については、地域でボランティア活動を約25名の会員のもとでおる活発なボランティア組織で、指定管理に足りる資格を有すると、選定委員会で選定さ

せていただきました。

続きまして、議案第34号土成保健センターの指定管理者の指定でございます。

これは、社協の土成支所が事務局として管理をしておりますが、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会に引き続き3年間の指定管理をお願いするものでございます。

議案第35号阿波健康福祉センターも同様に、阿波市社会福祉協議会をお願いするものでございます。

続きまして、議案第36号から議案第37号、議案第38号、阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定、市立八幡児童館の指定、大俣児童館の指定。

阿波市市場児童センターは、通称「ゆめポケット」と申しております。また、大俣児童館については、「どんぐりっこ」ということで、市直営で運営をさせていただいておりましたが、平成21年度より阿波市社会福祉協議会を指定管理者として3館を指定管理をしたいと思っております。

今までの経過でございますが、この児童館につきましては、昨年の4月25日から保護者の説明会を、直接説明会を3回、またアンケートによる説明を3回、また保護者の調査結果の報告を1回等を経て、保護者に同意を得られましたので、今回社会福祉協議会へ指定管理をお願いします。

そのメリットとしましては、社会福祉協議会につきましては、子育てサークルの開催、子育て支援に関する相談等、子育てに関する相談事業、また実践事業を数多くしております。また、営利を目的としない社会福祉法人、地域の実情をよく掌握しておる、それと民生・児童委員と老人クラブ、また母子、それぞれの団体等と連絡を密にして、児童館の運営に参加が見込まれるというふうに。それと、今まで福祉関係の維持管理に指定管理として良好な管理をさせていただいておるということで、阿波市社会福祉協議会を選定をさせていただきました。

今後の社会福祉協議会へのメリットでございますが、経費の節約と開館時間を従来より延長、また夏、冬の開館時間の延長、土曜日を開設して、その時間を延長させていただく、また育児相談や子育て、親子の交流の関連情報の提供、また講習会等を充実する予定、計画を詰めております。そうした市民、また保護者のニーズに合った児童館運営を今後とも進めたいと思っておりますので、この3館の社会福祉協議会の指定につきまして、ご承認よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご承認よろしくお願ひ申し上げ

げます。

○議長（稲岡正一君）　続きまして、岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君）　議案第39号、議案第40号について補足説明をさせていただきます。

議案第39号阿波市道路線の廃止について、地方公共団体において、道路台帳の整備、調製は、道路法第28条の規定により義務づけられており、その細目事項は道路法施行規則によって整備要領が規定されております。また、地方交付税の算定においても、地方交付税法第12条の測定単位に、市道の面積、延長が上げられており、道路台帳整備と関連いたしております。

現在までの阿波市の道路台帳は、旧4町それぞれの管理様式を使用しておりました。しかし、合併団体として合併推進体制整備費補助金を利用して、平成19年、20年度の2年間で台帳の整備統合を図りました。その結果、従来の旧4町の管理していたデータを議案として廃止とし、新たなデータを新規認定という取り扱いをすることにより、効率的な道路台帳の管理を行います。

廃止路線数は2，699路線、内訳といたしまして、旧阿波町811路線、市場町889路線、土成町528路線、吉野町471路線、これについては、道路法第10条の第3項の規定により議決を求めるものです。

次に、議案第40号阿波市道路線の認定について、認定路線数2，709路線、内訳といたしまして、阿波で810路線、市場で889路線、土成町で532路線、吉野町で478路線、以上、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君）　以上で説明が終わりました。

~~~~~

#### **日程第43　議会運営委員会委員の選任について**

#### **日程第44　庁舎特別委員会委員の選任について**

○議長（稲岡正一君）　次に、日程第43、議会運営委員会委員の選任について、日程第44、庁舎特別委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

議員辞職により、各委員が欠けておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において議会運営委員会委員に香西和好君、庁舎特別委員会委員に三浦三一君を

指名いたします。

~~~~~

日程第45 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第45、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出についてを議題といたします。

篠原啓治君の辞職に伴い、組合議会議長より後任者の選任依頼が来ております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会議員に、阿部雅志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました阿部雅志君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ただいま当選されました阿部雅志君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程をご報告申し上げます。

次回は、9日午前9時30分より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時20分 散会